

静岡県警察電子署名の運用に関する訓令

(平成 18 年 3 月 20 日静岡県警察本部訓令第 6 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、県警察における電子署名及び鍵情報等の管理及び運用について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子証明書 電子署名を行うものが電子署名を行った者であることを確認又は証明するためにあらかじめ作成された電磁的記録をいう。
- (3) 秘密鍵 電子証明書の発行を受けた者のみを使用することができる電子署名を行うために用いる符号をいう。
- (4) 鍵情報 電子証明書、電子署名に対応する秘密鍵その他これらを利用する際に必要な情報をいう。
- (5) 鍵格納媒体 鍵情報を記録した記録媒体をいう。
- (6) 鍵情報等 鍵情報及び鍵格納媒体をいう。
- (7) 電子文書 電磁的記録のうち、書式情報（文書の体裁に関する情報をいう。）を含めて記録されているものをいう。

(電子署名の種類)

第 3 条 電子署名の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職署名 本部長、部課長等及び署長の職名による電子署名とする。
- (2) 組織署名 総合行政ネットワーク電子文書交換システムにより交換される行政文書において、当該文書が県警察から正当に発せられたものであることを証明する電子署名とする。
- (3) 特定業務権限者署名 特定の業務において、当該特定業務の執行権限者であることを証明する電子署名とする。

(鍵情報等総括管理者)

第 4 条 県本部に、鍵情報等総括管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 鍵情報等総括管理者は、鍵情報等の管理及び運用に関する事務を統括する。

(鍵情報等申請責任者)

第 5 条 県本部に、鍵情報等申請責任者を置き、警務課長をもって充てる。

2 鍵情報等申請責任者は、鍵情報等総括管理者の指示を受け、静岡県において鍵情報等の発行、更新、廃止及び失効の事務を所管する所属の長（以下「静岡県登録分局責

任者」という。)に対する鍵情報等の発行、更新、廃止及び失効の申請並びに当該申請に伴う鍵情報等の受領及び返納に関する事務を行う。

(鍵情報等管理者)

第6条 県本部及び署に鍵情報等管理者を置く。

2 鍵情報等管理者は、次に掲げる電子署名の種類に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。

(1) 職署名 次表の左欄に掲げる職名による電子署名につき、同表の右欄に掲げる所属の長。ただし、鍵情報等が発行されていない場合は、鍵情報等管理者は置かないものとする。

職名	管理所属
本部長	総務課
部長	各庶務担当課
市警察部長	各市警察部の庶務課
サイバー対策本部長	サイバー企画課
専任参事官又は局長	当該専任参事官又は局長が所掌する部門の筆頭課
所属長	各所属

(2) 組織署名 総務課長

(3) 特定業務権限者署名 特定業務を所管する所属の長

3 鍵情報等管理者は、鍵情報等の保管及び使用に関する管理を行う。

4 鍵情報等管理者は、管理する鍵情報等に破損、紛失、盗難等の事故等があった場合には、鍵情報等申請責任者を經由して、鍵情報等総括管理者に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

(鍵情報等保管責任者)

第7条 鍵情報等管理者を置く所属に、鍵情報等保管責任者を置き、次席等をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、鍵情報等管理者が特に必要と認めるときは、前項に規定する者以外の者を鍵情報等保管責任者として指名することができる。

3 鍵情報等保管責任者は、鍵情報等管理者の指揮監督を受け、鍵情報等及びPIN等通知書(鍵格納媒体の管理番号、PIN(秘密鍵を利用する際の必要な符号)等を記載した書面をいう。以下同じ。)の盗難等を防ぐため、これらを施錠設備のある金庫等に保管するほか、執務時間終了時における返却の確認等必要な措置を講じ、鍵情報の不正使用又は鍵格納媒体の破損、紛失、盗難等の事故がないよう鍵情報等を厳重に管理しなければならない。この場合において、鍵情報等及びPIN等通知書を同一場所に保管してはならない。

(鍵情報等行使者)

第8条 鍵情報等管理者を置く所属に、鍵情報等行使者を置き、静岡県警察の文書管理に関する訓令（令和7年県本部訓令第14号）第6条に規定する文書取扱主任者をもって充てる。

2 鍵情報等行使者は、鍵情報等管理者の指示を受け、施行する文書に対し電子署名を付することに関する事務を行う。

（電子署名の実施）

第9条 電子署名は、電子文書に鍵情報等を使用して付するものとする。

2 鍵情報等行使者は、電子署名を付そうとするときは、鍵情報等管理者の承認を受けなければならない。

3 鍵情報等管理者は、前項の規定により承認をした後、鍵情報等行使者に電子署名を付させるものとする。

4 本部長、部長、市警察部長、サイバー対策本部長、専任参事官若しくは局長の職署名又は組織署名の電子署名を付したときは、当該電子署名に係る鍵情報等管理者は、その使途を電子署名記録簿（別記様式）により5年間記録しておくものとする。

（鍵情報等の発行申請等）

第10条 第6条第2項第1号に規定する管理所属の長は、新たに電子署名の必要性が生じたときは、鍵情報等申請責任者を經由して、静岡県登録分局責任者に鍵情報等の発行を申請するものとする。

2 鍵情報等管理者は、管理する鍵情報等の有効期限の満了する2か月前までに鍵情報等申請責任者を經由して、静岡県登録分局責任者に鍵情報等の更新を申請するものとする。この場合、鍵格納媒体を添付しなければならない。

3 鍵情報等管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、鍵情報等申請責任者を經由して、静岡県登録分局責任者に速やかに申請するものとする。

（1） 秘密鍵の危たい化（鍵格納媒体の盗難、紛失、PINの漏えい等により、鍵情報等行使者以外の者によって鍵情報等が不正に使用され得る状態になることをいう。）が生じた場合

（2） 組織改廃等により、鍵情報等に記録されている情報を変更する必要がある場合

（3） 鍵格納媒体に不良が生じ、又は破損した場合

（4） 鍵情報等の利用を停止した場合

（5） その他鍵情報等総括管理者が必要と認めた場合

（鍵情報等の廃棄）

第11条 鍵情報等管理者は、鍵情報等の失効により不要となった鍵格納媒体を鍵情報等申請責任者に送付しなければならない。

2 鍵情報等申請責任者は、送付された鍵格納媒体について、格納される秘密鍵が漏えいしないようにするため、裁断、焼却等復元できない適切な方法により、廃棄しなければならない。

(委任)

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、電子署名に関し必要な事項は、鍵情報等総括管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

(静岡県警察情報セキュリティポリシーに関する訓令の一部改正)

2 静岡県警察情報セキュリティポリシーに関する訓令（平成 13 年県本部訓令第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「電子署名」を「静岡県警察電子署名の運用に関する訓令（平成 18 年県本部訓令第 6 号）に規定する電子署名」に改める。

(静岡県警察の文書管理に関する訓令の一部改正)

3 静岡県警察の文書管理に関する訓令（平成 13 年県本部訓令第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条第 1 号ウ中「ア及びイ」を「アからウまで」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 静岡県警察電子署名の運用に関する訓令（平成 18 年県本部訓令第 6 号）に規定する電子署名を付した文書等

附 則(平成 19 年 8 月 21 日県本部訓令第 38 号)

この訓令は、平成 19 年 8 月 21 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 9 日県本部訓令第 29 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 9 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 13 日県本部訓令第 25 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 13 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 8 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。

附 則(平成 24 年 5 月 17 日県本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 24 年 5 月 17 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 27 日県本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(令和 7 年 5 月 14 日県本部訓令第 15 号)

この訓令は、令和 7 年 5 月 14 日から施行する。